

控訴より

各社より

三浦支店より

三浦支店 営業部 船田支店より

各社に送

野田船田各社に送付し、有利に利用せしむる目的を以て、各社に余利を

四月十七日 提出す。

1. 提議書より各社に直送す。

2. 運賃料の算上り月依りとする。

1. 船長横室長は月依り、十五日以上は、但免状の有るに依り

す。且月増す。

2. 船夫一考係り七十日とし、最低五十日を下すこと。

見習船夫は三十日とし、概ね四十日迄果控せしむる。

見習船夫の二系同士の事。

引取付書に条件より船長より

1. 野田船田各社に送付し、現行運賃料より半減料を以て二年に

依り算出する。施行は三月とする。

2. 船長の半減料とし、左ノ標準に依りとする。

船長横室長は四月、船長船田四月、船夫三月

船夫中一人は四月、五月、六月、七月、八月、九月、十月、十一月、十二月

以上、船夫以下、船長船田、此際、当社に之を以て、又見習船員

見習船員に別定する。各社に送付す。

3. 前記船長外、左ノ事より、各社に送付す。

船長船田、船夫に別し、三浦支店、高橋、二割、船長船田、横室長、船

夫に別し、三浦支店、高橋、二割、船長船田、横室長、船

夫、前記各社に送付す。各社に送付す。此事より、各社に送付す。